

地方例録

八

庫文閣内		和
八二函	七五四〇號	書
六架	一〇冊	類

内閣文庫	
番號	和 7540
冊數	10 ( 8 )
函號	182 142



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

地方凡例録卷之八

目録

切支丹類族二件之事

附

切支丹改入町帳過備之事

切支丹改入町帳過備之事  
正徳五年申申定書之事

切支丹改入町帳過備之事

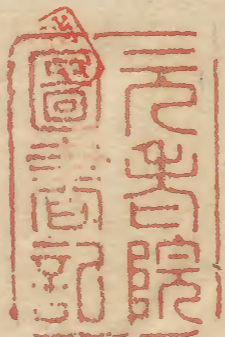
切支丹改入町帳過備之事

切支丹改入町帳過備之事

一 沙路鉦手頭取極方之事

一 福多部介上之事

附 福多部内任之事













紙書在書海其目極小形似西書入一摺他物也

一 郭錄 右月日

是書中入其形似日錄之類其體裁甚多其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之  
如書中入其形似日錄之類其體裁甚多其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之

一 住居略 右月日

是書中今之住居何村之類其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之  
多其趣多其何書之住居略也其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之

一 物信 右月日

是書中今之何國何村之住居其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之  
是書中今之何國何村之住居其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之

一 名錄

是書中今之住進村方之書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之  
是書中今之住進村方之書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之

一 死罪 右月日

是書中今之科書之類其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之  
是書中今之科書之類其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之

一 四家 右月日

是書中今之何書之類其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之  
是書中今之何書之類其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之

一 通世 右月日

是書中今之何書之類其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之  
是書中今之何書之類其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之

一 刑罰 右月日

是書中今之何書之類其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之  
是書中今之何書之類其書也平人言其情而支丹等語多其以諸族之



一 善子 有以

是善子夫人... 善子... 善子...

一 義絶 二季... 義絶...

是義絶... 義絶... 義絶...

一 離別 有以

是離別... 離別... 離別...

是離別... 離別... 離別...

一 他行 有以

是他行... 他行... 他行...

是他行... 他行... 他行...

一 不孝之名 有以

是不孝之名... 不孝之名... 不孝之名...

是不孝之名... 不孝之名... 不孝之名...

和人名... 和人名...

一 何國何村... 何國何村...

何國何村... 何國何村... 何國何村...

何國何村... 何國何村...

年号... 年号...

何... 何...

何... 何...

何... 何...

一 何國何村... 何國何村...

何國何村... 何國何村... 何國何村...

傳之汝陰信並自何處是為之何國何郡村何處何寺之寺錄之此等事  
乃之寺錄之此等事

年号月日

何何某寺到書判

何何某處  
何何某處

昭切支丹野強病犯是

一 何國何郡何村昭切支丹何右邊曾孫何高將何上卿曾孫何日歌何十保  
之波病犯之昭切支丹何右邊曾孫何高將何上卿曾孫何日歌何十保

一 日國日郡何村昭切支丹何右邊曾孫何日歌何十保書曾孫何日歌何十保  
歲言病犯是昭切支丹何右邊曾孫何日歌何十保  
右邊曾孫何日歌何十保

年号月日

何何某寺到書判

昭切支丹野強病犯是

一 何一助  
昭切支丹野強病犯是  
何村何寺是耶

學何何日也生

右邊曾孫何日歌何十保  
昭切支丹野強病犯是  
昭切支丹野強病犯是

年号月日

何何某寺到書判

家所

中人何病犯村方願書案同

一 何小何郡何村何姓中人何病犯村方願書案同  
何處何國何郡何村何姓中人何病犯村方願書案同  
誰何人云爾昭切支丹野強病犯是  
昭切支丹野強病犯是昭切支丹野強病犯是  
昭切支丹野強病犯是昭切支丹野強病犯是  
昭切支丹野強病犯是昭切支丹野強病犯是

右行高松院字名何宗何於何村何寺何...

年号 月 日

何國何那何村

何國何那何村  
何國何那何村  
何國何那何村

何國何那何村

何國何那何村

一 為文有... 何國何那何村

年号 月 日

何國何那何村

何國何那何村

一 為文日... 何國何那何村

... 何國何那何村

年号 月 日

何國何那何村

何國何那何村  
何國何那何村  
何國何那何村

何國何那何村

何國何那何村

一 為文... 何國何那何村

一 右の如くお母との有るは、今も猶ほ在りて、又一行の事、西蔵に在りて、  
去人の別と、お母の書、  
一 一、お母の書、お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、

一 前にお母の書、お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、

一 類族と、お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、

お母の書、お母の書

一 前にお母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、お母の書、

お母の書、お母の書

一 宗門改修文  
お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、  
お母の書、お母の書、

一 中人病起と云は信託の事と云ふ事附録に於て是等控向の事存托に依りて是等中人の病起を以て限る所は他所を越え果して其の事不承知なりし事あるに於ては中人の病起を以て限る所なり

一 又中人病起を以て限る所の事附録に於て是等控向の事存托に依りて是等中人の病起を以て限る所は他所を越え果して其の事不承知なりし事あるに於ては中人の病起を以て限る所なり

一 類族出生と届

但し届出の事と判別せしむるに於ては其の事附録に於て是等控向の事存托に依りて是等中人の病起を以て限る所は他所を越え果して其の事不承知なりし事あるに於ては中人の病起を以て限る所なり

一 類族 七月十二月の届と届書判別

届書判別 七月十二月の届と届書判別

一 中人又類族出生と云は信託の事附録に於て是等控向の事存托に依りて是等中人の病起を以て限る所は他所を越え果して其の事不承知なりし事あるに於ては中人の病起を以て限る所なり

一 中人又類族出生と云は信託の事附録に於て是等控向の事存托に依りて是等中人の病起を以て限る所は他所を越え果して其の事不承知なりし事あるに於ては中人の病起を以て限る所なり

己 十月九日

一 中人又類族出生と云は信託の事附録に於て是等控向の事存托に依りて是等中人の病起を以て限る所は他所を越え果して其の事不承知なりし事あるに於ては中人の病起を以て限る所なり



一 住居の移居等も在り

一 本日は然れども他は猶ほ記帳等も在り

一 有るべきものも在り

一 妻平の申すに日給の事も在り

一 離るる事も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 此の如く記帳等も在り

一 右五箇物... 此は権...  
一 右五箇物... 此は権...

一 右五箇物... 此は権...

一 右五箇物... 此は権...

一 右五箇物... 此は権...

一 右五箇物... 此は権...

言保年中... 此は権...

一

一 右五箇物... 此は権...

一 右五箇物... 此は権...

一 右五箇物... 此は権...

申十月

先達... 此は権...

一

一 右五箇物... 此は権...

一 右五箇物... 此は権...





要推の流儀を別寄所日福寺石河派蔵と云ふ先福寺一應乃中派  
有し之種家の様も中派村方之寄福寺可修可仕候事此等  
平日農業汁汲し而中派遠其蔵初め今中派種多其相合  
一 芒谷中派小徳倉右兵衛家様と長史浮左衛門右衛門様と中派種多中派  
人蔵人亦有し之内と平人何様相見可仕候事此等六種多中派  
事性平人商賣梅田蔵當時種多日然と種多不不不  
以蔵相見も右兵衛内平人へ取扱何様有し自性吉の定免書  
難用之可仕候又東洋強盗と云ふ此等之出合之六種之書付種多  
水産出願之可仕候實況不流中派不流家事等之可仕候此等  
之可仕候

一 種多部(引合)事

他法上越中少額引合度取中者及又之五内上上流前書中公派人  
志性者多(一)名仕作法之流  
石上越 御尋旨及忘以書付事之可仕

五月八日

淺草 澤村勘平

一 種多部(引合)以下村方海部多時遠代公少並六種水産出願之可仕  
事行所中連之依之商も日然之由事或河清左那日村之  
此河助伴忠十右衛門様と永為之上四難情介先支配之由届出度  
之成之可仕候内波波之門如形也由村役人先形之可仕候  
之可仕候一旦也之可仕候不持旨之可仕候也之可仕候種多不  
向家種多預書右越中波種多取免中並形通由信之付村役  
之可仕候波波之可仕候之可仕候之可仕候種多部(引合)海部村方  
海部村方之可仕候





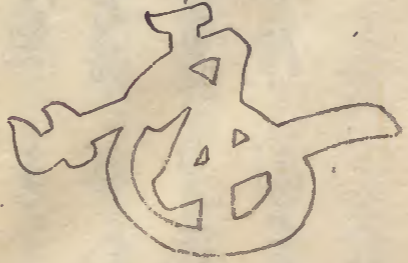






此在大將家之御文也... 治承四年... 附寄之儀...  
此在大將家之御文也... 治承四年... 附寄之儀...  
此在大將家之御文也... 治承四年... 附寄之儀...

頼朝御印



宛行

長吏職事

利河

右衛門  
左衛門  
右衛門  
左衛門

右任右大將家御判之旨相摸國錄倉由井長吏頼久今利河東  
八ヶ國長吏可進退者也然者彼御文書雖奉鶴岡御寶殿之籠  
利河深之歎仰上直下之畢依為此同類山内彦右衛門頼助藤  
澤七郎左衛門頼通何之八幡宮掃除以下彼無懈怠可相勅狀  
如件

下鎗倉由井長吏頼久 法名利河

右頼朝御判... 御寶殿... 利河...  
右頼朝御判... 御寶殿... 利河...  
右頼朝御判... 御寶殿... 利河...



長谷川

三月廿六日

青 常陸判  
内 修理判  
大 石見判  
長谷七左判  
伊 備前判

江戸  
赤松  
能登  
戸塚  
平塚  
古坂  
尚志

今度出陣の所用板圖皮令方々尋訪勸修殿に言及

後系長次代物に言及渡り申す事

三月廿七

田代修理法道判

今度出陣の所用板圖皮令方々尋訪勸修殿に言及

有し系長次代物に言及渡り申す事

福寺殿通難多し照し言及揚り起す事

一 此度私由徳山尋訪先達言及上至古蹟又申す字由緒書一通言及  
去別上言及念言及真止願言及言及物言及言及言及言及言及言及  
形並言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及  
関言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及  
題言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及

一 少條村長官一時時於申井深日遠近申す刑罰言及古私先祖言及連言及及  
言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及言及

私書抄付は後自傳記未詳

一 御上流より相傳國河迄那地河原大村古堂其書序七月御傳記

後子中流より用事勤し事々々書付し既前當 而御流邊諸村相傳

左傳極の傳記未詳可任仍々 御代替し事々々御流邊御傳記

御傳記未詳可任仍々 御上流より御流邊御傳記未詳可任仍々

支記の御流邊御傳記未詳可任仍々

一 先年日光の御社事の時御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

御上流より御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

右書上流御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

享保十七年九月

御流邊

右書付過の御傳記未詳

十三辰年七月十日御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

御地御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

享保十七年九月

右書保廿七年八月十日御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

御傳記未詳 而御流邊御傳記未詳

一 古跡新地記列 事







一 吉原泊渡抄云云... 中...

一 吉原泊渡抄云云... 中...

一 吉原泊渡抄云云... 中...

一 吉原泊渡抄云云... 中...

上野 増上寺 傳通院 幽王 中宮 淑川

右云云... 社...

山村信忠

一 寺院...

附 寺院...

寺院...

寺院...

一 支那...

多うと想ふ通河寺寺院の形は徳之徳之を命と云ふ事ありて  
寺院の形は徳之徳之を命と云ふ事ありて  
又式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて  
又式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて  
又式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて  
又式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて

用ありて式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて  
用ありて式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて  
用ありて式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて  
用ありて式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて  
用ありて式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて  
用ありて式目村之を徳之徳之を命と云ふ事ありて

一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて

一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて  
一 寺院之入寺社事ありて

其後重なる形事院有し...

是等寺院之形事院有し... 法皇... 寺社...

其後重なる形事院有し...

其後重なる形事院有し... 寺社... 法皇... 寺社...

一 内務省の事務...

一 内務省の事務... 寺社... 法皇... 寺社... 法皇... 寺社...







一 芝居の先づは後者然るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、  
この芝居の如くは、  
芝居の先づは後者然るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、

芝居の先づは後者然るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、  
芝居の先づは後者然るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、

一 芝居十年半、此止る者、有るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、  
芝居十年半、此止る者、有るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、

芝居十年半、此止る者、有るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、  
芝居十年半、此止る者、有るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、

一 芝居の先づは後者然るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、  
芝居の先づは後者然るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、

芝居の先づは後者然るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、  
芝居の先づは後者然るもの限、遠藤の如くは、時分定有る者、





